

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 3 0 日

鉦業権者 各位

九州産業保安監督部 鉦山保安課長  
鉦害防止課長

坑口の適切な措置及び維持の徹底について（注意喚起）

貴鉦山におかれましては、常日頃から危害及び鉦害防止対策を講じられていることと存じます。

本年 7 月 1 7 日（日）に秩父地域において、坑道に人が立ち入り、酸素欠乏症により死亡する事故の報道がありました。

鉦業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第 7 項では、鉦業権者が講ずべき措置として「廃止又は休止した施設に起因する危害又は鉦害を防止するため、廃止又は休止した施設は、立入禁止区域の設定、さく囲及び標識の設置、坑口の閉そくその他の適切な措置が講じられていること」を定めています。

つきましては、同様の事故を未然に防ぐ観点から、該当する施設を所有する鉦山におかれましては、坑口の適切な措置及び維持の徹底について、引き続き注意していただきますようお願いいたします。